

Title	『ポルノグラフ』、あるいはポルノグラフィックな視線の誕生
Sub Title	Pornographe ou la naissance du regard pornographique
Author	真部, 清孝(Manabe, Kiyotaka)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2006
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.91, No.3 (2006. 12) ,p.198(131)- 215(114)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	鷺見洋一教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00910003-0215

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『ポルノグラフ』、あるいは ポルノグラフィックな視線の誕生

真部 清孝

語の歴史

ポルノグラフ (pornographe)。この単語をフランス語で最初に使用したのはレチフ・ド・ラ・ブルトヌヌであり、それは 1769 年のことだ¹。語源が記されてあるフランス語の辞書ならずべて、そのように書いてある。ただ、レチフは、この単語を現在誰もが知っている「春本作者」あるいは「春画家」という意味では用いていない。彼自身が『ポルノグラフ』のある脚注でわざわざ断っているように、「売春について論じる作家 (Écrivain qui traite de la Prostitution)」[32 n.]² をさす言葉として使用しているのだ。実際、『ポルノグラフ』という著作は、その副題 (『売春がもたらす諸々の不幸を未然に防止する、娼婦のための法規案に関する一紳士の見解、歴史的かつ論証上の証拠となる諸註を付す]) がしめすように、売春に関する改革案なのだ。

ところで、パリの売春に関するパラン＝デュシャトレの著作が公にされたのが 1836 年³。この記念碑的な著作を語るさい、「ポルノグラフ」あるいはその派生語である「ポルノグラフィ (pornographie)」、「ポルノグラフィック (pornographique)」という単語を用いる者はいないだろう。その事情について、『一九世紀ラルース大辞典』は次のように記述している (項目 « PORNOGRAPHIE »)。「ある種の単語に起こった意味の変化のゆえに、パラン＝デュシャトレの本にポルノグラフィックという言葉をあてる

ようなことはもはやないのである。』

また、パラン自身も、重要な先行文献であるはずの『ボルノグラフ』に
対し、過剰なまでに激しい嫌悪感をしめしている。売春というテーマを
「彼〔レチフ〕の数多くの作品に特有の軽薄さをもって」論じたこの本は、
「頹廢の時代に書かれた低劣な著作」だと難じている⁴。

フランス語の「ある種の単語に起こった意味の変化」。レチフとパラン
の著作をへだてる約七〇年のあいだに、「ボルノグラフィ」という語を構
成する意味場に地殻変動が起こったのだ。少なくとも一八世紀の終わりま
で、「ボルノグラフィ」とは、レチフの使用法にしたがって娼婦について
の書きものを意味していた。「ボルノグラフ」、「ボルノグラフィ」、「ボル
ノグラフィック」という言葉が、猥褻な書きものや絵と関連したかたちで
一般に用いられるようになるのは、一八三〇年代から一八四〇年代になっ
てからである⁵。

リン・ハントによると⁶、確認されるかぎり「ボルノグラフィ」という
語が現代的な意味で使用された最初の例は 1806 年であり、それは、エチ
エンヌ = ガブリエル・ペニョの『焚書、発禁、検閲処分を受けた主要書物
の批判的、文学的、書誌学的事典』のなかで「ボルノグラフィック」とい
う形容詞のかたちで用いられている。

ペニョは、禁書をその検閲の理由により三つに分類する。すなわち、宗
教的理由、道徳的理由、政治的理由の三つである。そのなかで、道徳的理
由で禁書となった書物をさらに細かく三つに分けている：1. 「猥褻な事
柄を描いてはいないが、奇怪で危険な意見が散りばめられている書物」
(例として、ルソーの『エミール』やエルヴェシウスの著作があげられて
いる)、2. 「散文で書かれた不道徳な書物」、3. 「韻文で書かれた同種の著
作」。このうち二番目の「散文で書かれた不道徳な書物」の説明として
「ソタデス的あるいはボルノグラフィックと呼ばれるもの」という補足が
ある⁷。「ボルノグラフィック」の同義語として用いられている「ソタデス
的 (sotadique)」という形容詞は、紀元前三世紀のギリシャに生きたソタデ
スという詩人に由来する。『一九世紀ラルース大辞典』によると (項目

« SOTADIQUE »)、この詩人の作品が「卑猥さ、思想の淫猥さ、表現の猥褻さによってとりわけ有名」だったことから、彼の名前に由来する形容詞によって猥褻な書きものが指しめされるようになったという。ペニョは、「ソタデス的」すなわち「ポルノグラフィック」な著作として『カルトゥジオ会修道院の門番ドン・ブゲルの物語』、『女哲学者テレーズ』、『女たちの学園』といったこのジャンルでは当時すでに古典として扱われていた作品のほか、クレビヨン＝フィスの諸作、『危険な関係』、『フォーブラ』、『フェリシア』などを列挙している。このような例から、「ポルノグラフィック」という言葉で標示されるカテゴリーがどのような性質のものであったかは明らかであろう。

ペニョの用例から読み取れるのは、1806年の時点ですでに「ポルノグラフィ」というカテゴリーが形成されていたこと、つまり、ある種の書きものを「ポルノグラフィック」であると認定し分類するような「まなざし」が社会的に成立していたということである。ここで言う「まなざし」は、ミシェル・フーコーが近代を構成するさまざまな言説が歴史的にいかに出現したかを分析するさいに用いたのと同じ意味で用いている。臨床医学、狂気、監獄、セクシャリティと同じく、ポルノグラフィもまた歴史的な産物であり、知識を管理しようという意志の新たな一形式なのである。

性欲や性器や性行為のあけすけな描写というものは、ほとんどの時代や場所にはほぼ普遍的に見られるものであるが、そのような書きものや絵を分別し、「ポルノグラフィ」というカテゴリーに分類しようという知への意志は、きわめて西欧近代的な産物である。『秘密の博物館』のなかでウォルター・ケンドリックが論じているように、ポルノグラフィの概念は歴史的に形成されたものであり、彼によるとその起源は一八世紀から一九世紀にかけての数十年のあいだに起こったある二つの現象にあるという。つまり、ポルノグラフィックなものとして分類されるような物品を集めた「秘密の博物館」の成立と、レチフやパラン＝デュシャトレの著作に代表される売春に関する記述の増加である⁸。フランス国立図書館の有名な「地獄(Enfer)」と呼ばれる禁書を分類するための整理記号が誕生したのが、1836

年から 1844 年にかけての時期である⁹。この「地獄」の出現と「ポルノグラフィ」という概念の成立がシンクロしているのは、もちろん偶然ではない。見つけたし、隔離し、目録を作成し、整理し、閉じこめようとする検閲の欲望が、カテゴリーとしてのポルノグラフィを成立させたのだ。

このような欲望の誕生を、歴史家たちは「ポルノグラフィの発明」と呼ぶだろう¹⁰。レチフの『ポルノグラフ』は、この「ポルノグラフィの発明」の重要な転回点に位置している。本論考では、ポルノグラフィにまつわる「まなざし」の徴候を、『ポルノグラフ』という一風変わった売春改革案のなかに探していこうというのだ。

レチフと売春世界

レチフが匿名で『ポルノグラフ』を出版したのは三十五歳、印刷工から作家になったばかりで無名だったとはいえ、当時の彼はすでにいくつかの著作を公にしていた。自伝小説『ムッシュー・ニコラ』では、『ポルノグラフ』執筆当時のことが次のように回顧されている。「私が本格的に『ポルノグラフ』にとりかかったのは、1769 年のはじめ、『私生児の娘』を印刷した後だった。知ってのとおり、それまでの私はゴデといっしょになって放蕩をしていた¹¹。」レチフの売春婦たちとの交渉は、彼が印刷工の見習いをしていたオセール時代（1751 年から 1755 年）にまで遡る。彼は知り合いになった娼婦の名前を列記しながら、「私は、これらの女たちの悪習や難点、風俗といったものをじゅうぶん知っていた」と述懐している¹²。売春について、専門家として語るにふさわしい知見をそなえていたわけである。

パリの娼婦の日常、彼女たちに特有の生活習慣や隠語といったものを知りつくしていたレチフは、いくつかの作品において娼婦たちの印象的なポートレイトを書きのこしている。とりわけ、『墮落した百姓女』では、主人公ユルシュールの淪落のさまをとおして、売春の世界の過酷な現実を描いている。売春婦というものは、「市民の数から除外され、民事上は死んだも同然で、何者でもない存在だ。名もなく、肉親もなく、性別もない。

彼女は人間以下の存在、怪物なのだ¹³。」レチフはしばしば売春稼業を「下劣な職業 (état vil)」と呼びはするが、娼婦らにむけられる彼の視線には共感と同情が含まれている。「心根がよければ、あらゆる女はひとしく女なのであり、売春婦も私にとっては女王や聖女と同等の存在なのだ……¹⁴」「どぶ川のルソー (Rousseau des ruisseaux)」と評され、当時の文筆家には珍しい印刷工あがりというレチフの出自が、労働階級出身者が多い売春婦たち¹⁵に親近感を抱かせたのかもしれない。彼は娼婦たちの頹廢ぶり知悉し、それを容赦なく描いてはいるが、彼女たちへの感覚的・感情的な距離感、あるいは社会的・身分的な距離感といったものをまったく感じている様子はない。

どこまでも冷静に、あくまで医者として売春の観察者に徹したバラン＝デュシャトレとは対照的である。売春婦にはつねに慎重な態度で接し、調査のため夜間に娼家を訪れる必要がある場合も、決して一人ではなく刑事を同行させたというバランとはちがひ、レチフは観察者である前に、顧客として売春の世界に足を踏み入れた。「1756年1月11日。永遠の凶日……私は一エキュで初めて売春婦と寝る……ああ、不吉な日よ、私はお前を呪う……¹⁶」はじめて娼客となった日のことを、このように彼は回想している。レチフは几帳面に彼女たちとの交渉を書き留めている。「1755年、1756年、1757年、1758年、1759年に私は娼婦たちと寝た。1761年、1762年、1763年、1764年、1765年、1766年、1767年、1768年、1769年には『ポルノグラフ』を物するために¹⁷」。彼は紅楼の巷をあてもなく徘徊していたわけではない。「思い出していただきたい。私は作家であり、医者と同じく、私のような作家はあなた方に警告をあたえるためにも、毒を試してみないといけないのです¹⁸。」彼が売春について語るのは、あくまでも買春者の見地からである。そこには、売春の消費者に特有の独善的な態度がすけて見える。レチフは、売春の存在自体を疑問視することはない。ただ、売春の世界に蔓延する「毒」から利用者を守らなければならないというのだ。

レチフの売春改革案の立脚点はきわめて現実的で、売春が根絶不可能な

ものであることを前提としている¹⁹。フランス全体の売春婦の数が三万、パリだけでも二万という数字が『ポルノグラフ』のなかであげられている[270-271]。パリの売春婦の数を算定しているのは、レチフだけではない。例えば、当代きってのパリ通であるルイ＝セバスチャン・メルシエは、三万という数字をはじき出している²⁰。なかには四万とか六万という、現実とは大きくかけ離れていると思われる数字を出してくる者までいる²¹。数字の妥当性はさておき、これらの観察者がこぞって懸念しているのは、パリの売春婦の急激な増加傾向だ。売春婦の増加を慨嘆するディスクールは、一八世紀なかば頃からは珍しくもない紋切り型となってくる。「卑しめられ、烙印を押され、追い立てられ、しばしば手ひどく罰せられる売春婦たち、彼女たちの数はかつてないほど多くなっている。これは疑うことのできない悲しい現実なのだ。」[297-298] このような悲観的な現実認識をふまえ、レチフは売春の必要性を強調する。「私の意図は、売春を、正しく統御された国家において政治的な観点から絶対に容認できないものとする事ではない。それどころか、大都市、ことにパリ、ロンドン、ローマといった世界の縮図のような大都市においては、遺憾ながら絶対に必要不可欠なものであると考えている。」[59] 社会や風俗、ことにパリのような大都市の現状にかんがみ、売春は許容すべきであって、それを禁止することはさらに深刻な事態をもたらすというのだ。「売春は悪なのだが、それは、いっそう大きな悪を避けるための悪である。」[69] 「売春は、なんと多くの誘惑、誘拐、強姦を防いでいることだろう。」[71] 大都市に渦巻く性の欲望を整流するための装置、それが売春というわけだ。

しかし、人口が密集する大都市における売春を考える場合、性病という問題を避けてとおることはできない。クロード・ケテルは『梅毒の歴史』のなかで、性病、ことに「梅毒は人々にもっとも多量のインクを、しかももっとも色濃いインクを流させた」と、この病が医学、道徳、文学といったあらゆるレベルの言説に与えた衝撃の大きさを強調している²²。実際、1736年にジャン・アストリュックがラテン語で著した性病に関する有名な概説書をはじめ、この時代における梅毒を論じた医学書あるいはせ医

学書の数の多さには瞠目すべきものがある。これらの書物のなかには、効果の疑わしい治療法やあやしげな予防法を紹介しているものも少なくない。また、巷ではいかさま医師が誇大広告でにせ薬品を売り込み、パレ・ロワイヤルあたりでは水銀入りの飲み薬や膏薬、あるいは性病予防の下穿きといったものまで販売されていたという。梅毒は焦眉の問題であった。一八世紀後半に梅毒患者が増加傾向にあったことをデータで示すのは難しいであろうが²³、確かなことは、当時の人びとが梅毒感染のひろがりや皮膚感覚でとらえ、脅威を感じていたということである。

レチフも梅毒感染の蔓延を喫緊の問題と考えていた。「われわれの若き市民をこの有害な毒から効果的な方法で守る」[10] ことが、『ポルノグラフ』を執筆する第一の目的だとも宣言している。売春が梅毒の有力な感染源になっている事態が憂慮され、二つの解決策が提示される。まず、「感染したすべての者を、かつての癩病患者のように、社会から隔離する」[35] 方法である。もうひとつは、「すべての娼婦を、彼女らについて責任をもちうる場所に収容する」[36] というものである。前者は感染者の数の多さから実現不可能なものとして斥けられ、売春婦を対象とす後者が『ポルノグラフ』の方針として採用される。売春婦を社会から隔離し、監視の下に置く。売春という行為はしかるべき施設で衛生的に管理されるべきだというのだ。監視の対象となるのは、あくまで売春婦であって、売春のもう一方の当事者である客はその対象とはならない。

売春の当事者への処置におけるこのような不均衡は、当時の売春に関する法令や施策にもみられる。規制の対象となるのは、つねに女性である。1684年4月20日の王令によって、「放蕩そして公然と破廉恥な売春をおこなった女たち」を収容するための施療院が創設され、彼女たちに対する懲治収容刑が定められる。監禁や懲罰の対象は娼婦に限られ、売春宿の経営者や客に咎が及ぶことはまずない。これ以後、売春に関する法令がいくつか出されているが、すべて、1684年の王令が定めた売春婦の閉じこめ政策を追認しており、当局は、アンシャン・レジームが終わるまでこの方針を踏襲していくことになる²⁴。

パルテニオンの構造

レチフが構想するパルテニオンも、その精神において、この閉じこめ政策の延長線上に位置すると考えることができる。ギリシャ語で「乙女の棲処」を意味するパルテニオンは、首都のパリだけではなくフランス全土の都市部に設置され、すべての売春婦はそこに収容されることになる。収容される売春婦の総数は一万七千にもものぼるといふ。施設は国家の管理下に置かれ、パルテニオン以外でのあらゆる売春行為は禁止される。

パルテニオンに関しては、45 条にもものぼる規約が定められている。その立地は、「ほとんど人が住んでいない地区」[119] に限定され、人口が密集している場所は避けられる。パルテニオンの住人は、客以外の外部の人間との接触を禁じられ、外出も許されない。例外は、年に何回かの祝祭日。施設は休業となり、女たちには市内の劇場での観劇が許可される。ただし、「彼女たちを〔劇場まで〕運ぶ車は有蓋で、彼女たちが陣取る劇場のボックス席には、彼女たちが現れる前に、紗の覆いが設置されている。」[168] 周到できめ細かな配慮により、女たちは外部の視線から遮断される。

パルテニオンのなかでは規律が支配する。「規則のない施設は一種の無秩序に陥り、この施設から得られるであろう利益を台無しにする。」[214-215] 住人の日常に関するあらゆる細目が規則によって定められ、例えば、一日の生活時間は、八時間の労働、八時間の娯楽、八時間の睡眠というふうに均等に三分割されている。労働はけっして過酷なものではない。一日八時間、女たちは共同待合室で「静かに坐って、好みによって読書や手仕事にいそしみ」[136] ながら、客の指名を待つ。「同じ日に、同じ娘を複数の客が選ぶことはできない」[141] ので、一日に一人の客ということになる。また、気に入らない客を拒否する権利が彼女たちには保証されている。巷の売春婦の過酷な状況とくらべれば、夢のような破格の待遇といえるだろう。監禁されていることを除けば、女たちの権利は最大限に尊重される。「館内での彼女たちへの束縛をさらに重くすることはない。外に出

られないというだけで十分ではないか。」[215-216] パルテニオンに牢獄の過酷さはない。規則違反があっても、女たちはせいぜい譴責されるのみで、処罰を科されることはまれである。規律は、権威主義的に押しつけられるのではなく、温情をもって適用されることになっている。

パルテニオンは愛の殿堂であり、そこには厳格さではなく、優雅さがみちあふれていなければならない。女たちの源氏名は、ローズ（薔薇）、アマラント（葉鶏頭）、ミュゲット（鈴蘭）、ナルシス（水仙）といった花の名前にちなんだものが付けられる。衣裳は女たちの自由にまかされる。支給される衣裳代で豪華な一着の服を仕立てようが、それほど高価でないものを数着注文しようが、それは各人の意のままだ。また、女たちは、音楽やダンスといった習い事にいそむこともできる。

女たちの身体への衛生面での配慮も怠りない。入浴回数や下着を交換する頻度までが厳密に定められている。性病に関しては、当然のことながら特別の注意が払われる。日々の検診はもとより、客に対しても入館時の検査を義務づけ、性病に感染しているにもかかわらず来館した者には罰金が科される。

女たちは年齢によって、14-16 歳、16-18 歳、18-20 歳、20-25 歳、25-30 歳、30-36 歳という六つの階級に分けられる。各々の階級はさらに、容貌の美醜によって二つに分けられる。この区分は、言うまでもなく客が支払う金額に対応している。料金には、18 スーから 96 リーブルと大きな差がある（1 リーブルは 20 スーなので、100 倍以上の価格差ということになる）。また、12 スーあるいは 6 スーといった格安料金も用意されている。「36 歳以上に達した者のなかから、まだ多少の美貌の名残をとどめている若干の女たちを選抜するのだが、[中略] それは、あらゆる身分の男たちが、それぞれの資力に応じた金額で、パルテニオンで女たちを見つけることができるようにするためなのだ」[148-149]。この料金の格差は、当時の社会における階層性を反映したものである。男性は社会的身分と資力によって、女性は若さと美貌によってコード化され分類されるのだ。

同時代人の批評

この奇抜ともいえるレチフの売春改革案にたいし、同時代人はどのような反応をしめしたのだろうか。レチフ自身が語るには、読者の評価は否定的なものが多かったようだ。「私のことを気が狂っているという人もいれば、処罰に値する破廉恥漢であるという人もいた。はたまた、ご丁寧にも、私のことを放蕩主義の熱心な伝道者とする人までいた。有益である計画が、このように不評をもって迎えられることはかつてなかったであろう。私を正当に評価してくれるまともな人は、パリじゅう数えてもせいぜい三、四人であった²⁵。」この三、四人には、レチフの計画案に目を通し、その出版を許可したという当時のパリ警視総監サルチヌヤ²⁶、計画の一部だけでも実現できないかと考え、『タブロー・ド・パリ』のなかで「行政にたずさわる者たちよ、レチフ・ド・ラ・ブルトンヌの『ポルノグラフ』を真剣に読みたまえ」と勧告しているメルシエも含まれるであろう²⁷。とはいえ、多くの読者はレチフの著作に眉を顰め、憤慨した口調でそれを話題にしたのであった。ただ、『ポルノグラフ』が人びとの耳目をあつめたことは確かで、ある書籍商の証言では、「1769年の夏のあいだ、売れるのはそればかりであった²⁸」というほどの好調な売れ行きをしめしたらしい。

デイドロの感想は、同時代人の『ポルノグラフ』にたいする反応としては、典型的なものであろう。レチフのような見識もあり、れっきとした作家が、売春という「胸の悪くなるような主題について与太をならべたり、王国内の淫売の数を数えたり、分類したり、その魅力によって料金の額を設定したり、彼女たちのための施設をもうけ、いかなる修道院の創設者もなさなかつたほどの考え抜かれた規則を考案」したりすることに、デイドロは眉を顰める。つまるところ、『ポルノグラフ』は「すぐれた雪隠の読み物」にすぎない²⁹。まっとうな作家であれば、あえて触れたり、ましてや話題にすることなどない不浄の領域にレチフは足を踏み入れてしまったのだ。

バショームンの『秘録』も、デイドロと同じく、話題にすべきではない

事柄が『ポルノグラフ』で論じられていることに不快感をしめしている。『ポルノグラフ』は、「遊蕩の輩、若輩者、分別のない者、愚か者、破廉恥漢といった者の筆になるものではない」としながらも、その評価は手厳しい。辛辣な筆致には、あからさまな敵意さえみなぎっている。『ポルノグラフ』においては、「まじめで博識、賢明であり誠実、そして深い考えを持った作家が、以前ならばまなざしを向けることさえ恥じたであろう事柄を論じている」というのだ³⁰。当時の噂や世評を丹念に記録しつづけたバショームンの『秘録』は、世論の動向や感性の変化に敏感である。『ポルノグラフ』という新奇な著作の出現に、それまで存在していなかった「まなざし」を察知し、新たな欲望の誕生を見てとっているのだ。

いくつかの売春管理計画

『ポルノグラフ』が出版された時期は、売春というトピックが公に議論されはじめた時期でもある。それまで恥ずべきものとされた領域に光があたり、新たな視線が投げかけられたのだ。

たしかに、歴代のパリ警視総監は売春に大に関心を寄せていた。しかし、それは売春婦たちに情報提供役をさせるためであり、警察がつねに気を配って監視していたのは、売春婦よりもむしろ彼女たちの客のほうであった。エリカ＝マリー・ブナブーの詳細な分析によると、売春婦をもちいたこのような諜報網はサルチーヌの在任期間（1759-1774）に整備され、ほぼシステム化されていたという³¹。道楽息子、札付きの放蕩貴族、酒色におぼれる聖職者といった者たちが監視の対象となったわけだが、警察権力は、これらの放蕩者によって家族が混乱状態におちいるのを防ぐことには積極的な姿勢をしめしたが³²、売春にともなうセックスの問題には大して関心をはらってはいなかった。

しかし、1760年代頃から、何人かの著作家が売春というトピックを社会問題として論じはじめている³³。『ポルノグラフ』に先立つこと六年、1763年に匿名で出版された『社会における人間』のなかで経済学者であるゴワイヨン・ド・ラ・プロンバニーが、パルテニオンに似た売春婦の取

容施設を提案している。売春施設をパリには 40 軒、地方都市にはそれぞれの人口規模におうじて、「街のそとで、通りのはずれに」設置するといふものだ³⁴。45 条というパルテニオンに関する規約数には及ばないが、ゴワイヨンも 12 条からなる総則を定めている。ただ、ゴワイヨンの売春に対するスタンスは、レチフのそれとは根本的に異なる。レチフが売春を必要悪とみなし、売春にとまなう悪弊をできるかぎり除去しながら管理しようとするのにたいし、ゴワイヨンは長期的には売春の根絶をめざす。その姿勢は、娼婦に対する差別的なまなざしとなってあらわれている。当時の社会では蔑まれ、貶められていた俳優や女優といった演劇人と「同じように、売春行為をおおびらに行う者は、すみやかに社会から放逐されるべきである。あらゆる点から見て、彼女たちはそれに値する³⁵」というのだ。

1764 年には、チュルモー・ド・ラ・モランディエールという人物が、パリにおける梅毒感染の拡大を懸念して、売春婦の監視政策を提案している。パリのいくつかの地区を指定し、そこに売春婦を集中させて居住させようというのだ。売春婦は、自分に割り当てられた地区から外に出る場合、必ず「職業がはっきり分かるよう髪に目印をつけ³⁶」なければならない。肝要なのは、売春婦とそれ以外の女を区別すること、「これら軽蔑すべき女たちが、どれほど立派で豪華に着飾ってしようが、淑徳の婦人たちから区別される³⁷」ことなのだ。娼婦は有徴の存在として識別され、特別のまなざしをもって管理されるべき存在なのだ。

目印をつけて売春婦を区別するというアイデアは、1775 年に匿名で出版された『パリ市内の売春地区に関する新たな法規』という著作でも採用されている³⁸。『ポルノグラフ』に想をえた 49 の条文から成るこの『法規』のなかでは、首都における売春施設の設置基準や配置などが詳細に指示されている。売春施設は三段階に格付けされ、最低ランクの施設の利用料金が 24 スー、最高ランクの施設では 30 ルイを超える場合もあるという（価格差は 600 倍以上である：1 ルイ = 480 スーであるから、 $30 \times 480 \div 24 = 600$ ）。しかし、この『法規』は『ポルノグラフ』の単なるコピーではない。レチフはパルテニオンを国家の管理下に置こうとしている

が、この『法規』の作者は、売春の管理に「政府が関与するとは恥知らずなことである³⁹」と強い嫌悪感をしめしている。あくまで私的な領域に属し、秘匿されるべき事柄に国家が関与すべきではないというのだ。

ポルノグラフィックな視線の誕生

以上見てきたように、『ポルノグラフ』出版の前後十年ほどのあいだにいくつかの売春改革案が公にされているが、このことは、売春という現象を把握し、管理しようという新たなまなざしの誕生を物語っている。

そのなかで、『ポルノグラフ』の際立った特徴は、国家の介入による売春の徹底した管理にある。パルテニオンはその住人にとって「不可侵の保護施設」[117]であり、経済的にも外部から独立した小社会、一種のユートピアとして構想されている。外部に依存しない自給自足の経済体制をめざすパルテニオンでは、人口増加主義がとられ、娼婦たちによる避妊は禁止される。施設で生まれた子供たちは、「誕生の時から施設の保護を必要としなくなる年齢まで手厚く面倒を見られ」[154-155]、「ひとたび必要な数の子供ができれば、男女を問わず、いかなる部外者もパルテニオンのために雇用されることはない。」[160] また、娼婦たちが年老いた場合、老後の生活費は施設によって負担されるので、彼女たちは安楽な余生を送ることができる。要するに、揺りかごから墓場まで、パルテニオンはユートピア的な福祉共同体として構想されているのだ。

「ああ、これはまさしく政治だね」[179]と『ポルノグラフ』のある登場人物が感想をもらしているが、パルテニオンはきわめて政治的な空間として構成されている。そこには管理のまなざしが遍在しており、娼婦たちの日常を細かく規定している。彼女たちの起床時刻、身づくりや化粧の仕方、食事、就業時間、自由時間の過ごし方、入浴、就寝時刻といったものが45条の規約によって事細かに定められる。娼婦たちの一日は、八時間の労働、八時間の娯楽、八時間の睡眠というふうに厳密に三分割されている。

細部まで緻密に構成され、目くばりがゆき届いたパルテニオンは、手練

の演出家が差配する演劇空間を思わせる。実際、レチフによるバルテニオンの描写には、劇場の用語が繰り返され使用される。バルテニオンの入り口には、「わが国の劇場にあるのと同じような事務所」[120]が設けられ、登楼する者はその「窓口 (guichet)」で「料金 (tarif)」を支払い、「チケット (billet)」を購入する。登楼のさいには、クロークで「ステッキ、刀剣、あるいは仮面を預けるものとする。事務所にはじゅうぶんな数の小さな戸棚が準備されていて、すべてに番号がふられている。預けたものを退出時に受け取ることができるよう、戸棚と同じ番号が書かれた象牙の札が渡される。」[125] いよいよ、男たちは劇場空間に足を踏み入れることになる。「共同ホール (salle commune)」では女たちが待機し、男たちから品定めされるのを待っているのだ。

バルテニオンが演劇空間になぞらえて構想されているのは、ひじょうに興味深い。一八世紀においては、女優と娼婦の境界線はしばしば曖昧であり、演劇の世界と売春の世界はしばしば地続きとなっていた⁴⁰。女優と娼婦、ともに他者の視線に晒される存在であり、彼女たちの身体は挑発的だ。職業的な要請により、男たちによって見つめられ、値踏みされ、欲望を喚起するのであるから。

男たちの視線。そして、見つめられる女たち。この欲望にまつわる視線の構図は、バルテニオンという売春の空間では一定している。問題となるのは男性の欲望であり、女性の欲望が語られることはけっしてない。確かに、女たちは客たちと「同等の特権」[123]を持つとされ、自分たちを選んだ客が気に入らない場合、彼らを拒否する権利を持っている。しかし、そこで問題となっているのは欲望ではなく、「嫌悪感」[123]でしかない。欲望の方程式において、男と女は同等ではありえないのだ。

一定の自由を保証されているように見えるが、バルテニオンの女たちは籠の鳥であり、愛玩の対象、欲望の対象でしかない。彼女たちは売春機構によって管理される客体であり、このシステムを統御し、意志決定をくだすのは男性である。バルテニオンの日常は「お目付女 (Gouvernantes)」と呼ばれる女たちによって監督され、さらに女性の院長 (Supérieure) も存在

するが、彼女たちに運営のすべてが任されているわけではない。最終的な決定権は、「評議会 (Conseil)」を構成する「管理評議員 (Administrateurs)」と呼ばれる一二人の男たちに委ねられている。

男性の視線が隅々までつらぬき、女性の身体を綿密に管理する空間、それがパルテニオンなのだ。

レチフと同時代の建築家ルドゥーは、理想都市を構想するなかで、パルテニオンに想をえたオイケマという売春施設を提案している。『建築論』のなかで彼は、建築家らしからぬ詩的な表現でオイケマの設計計画をもの語る。「心地よい風があたりを吹きぬけ、タイム、アイリス、堇、ミントといった森のなかの数々の芳しい植物の香りが漂う⁴¹」風光明媚な立地の施設は、ルドゥーの他の理想建築物とおなじく、荘厳な外観と宏壮な内部空間が特徴である。外観図からはまったく想像もつかないが、なんと、男根をかたどったオイケマの輪郭が設計図面には描かれている。男性のシンボルによって貫かれた欲望の空間として、ルドゥーはオイケマの構想しているのだ。

幻視の建築家は、売春を管理しようという欲望のまなざし、ポルノグラフィックな視線の存在を的確に具象化し、鮮明なかたちで図面に刻印する。ポルノグラフィの夢想の空間にも似て、パルテニオンは男の欲望のまなざしによって貫かれた妄想空間なのだ。

注

- 1 すでに、ローマ時代の著述家アテナイオスは『食卓の賢人たち』なかで、娼婦に関する書きものという意味で「ポルノグラフィア」という言葉を用いている（『食卓の賢人たち』柳沼重剛訳、京都大学学術出版会、第五巻、2004年、pp. 41-42）。
- 2 『ポルノグラフ』からの引用は、1769年初版のリプリントである次の版を用いる：Nicolas-Edme Rétif de La Bretonne, *Le Pornographe, ou idées d'un honnête homme sur un projet de règlement pour les prostituées...*, Genève-Paris, Slatkine Reprints, 1988。以下、引用などの後になんら断りもなく鉤括弧つきの数字が挿入されている場合、この版のページ数を

- 指す。また、次の二つの版も参照した： *Le Pornographe*, éd. établie par Béatrice Didier, Paris, Régine Deforges, 1977 ; *Le Pornographe, Œuvres érotiques de Restif de la Bretonne*, « L'Enfer de la Bibliothèque Nationale », t. II, Paris, Fayard, 1985。日本語訳には次のものがあり、参照した：『ポルノグラフ』植田祐次訳、岩波書店、ユートピア旅行記叢書第15巻、2000年。
- 3 この著作については、アラン・コルバンの解説を参照： Alain Corbin, « Présentation », in Alexandre Parent-Duchâtelet, *La Prostitution à Paris au XIXe siècle*, Paris, Seuil, 1981, pp. 9-47.
 - 4 Alexandre Parent-Duchâtelet, *De la prostitution dans la ville de Paris...*, Paris, J.-B. Ballière et fils, 1857, t. I, p. 37 et p. 532.
 - 5 Cf. *Trésor de la langue française*, Paris, CNRS, 1988, t. XIII, pp. 785-786.
 - 6 リン・ハント「猥褻と近代の起源、一五〇〇年から一八〇〇年へ」（リン・ハント編著『ポルノグラフィの発明』正岡和恵他訳、アリナ書房、2002年所収）、cf. p. 12。
 - 7 Gabriel Peignot, *Dictionnaire critique, littéraire et bibliographique des principaux livres condamnés au feu, supprimés ou censurés...*, Paris, A.-A. Renouard, 1806, t. I, cf. « Discours préliminaire », p. XII.
 - 8 Walter Kendrick, *The Secret Museum. Pornography in Modern Culture*, Berkely, University of California Press, 1996, cf. pp. 1-32.
 - 9 ただし、この「地獄」の萌芽は、ナポレオン統制下、さらにはフランス革命以前の時期にも見られる。この問題に関しては次の文献を参照： Annie Stora-Lamarre, *L'Enfer de la IIIe République. Censure et pornographie (1881-1914)*, Paris, Éd. Imago, 1990, pp. 14-15 ; Jean-Christophe Abramovici, « Les frontières poreuses du libertinage » in Jean-François Perrin et Philip Stewart (éd.), *Du genre libertin au XVIIIe siècle*, Paris, Desjonquères, 2004, cf. pp. 21-22.
 - 10 リン・ハント編著『ポルノグラフィの発明』前掲書。
 - 11 *Monsieur Nicolas*, Paris, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1989, t. II, p. 199.
 - 12 *Ibid.*
 - 13 *La Paysanne perversie*, Paris, Garnier-Flammarion, 1972, p. 433.
 - 14 *Monsieur Nicolas*, *op. cit.*, t. II, p. 883.
 - 15 売春婦たちの出身階層については、次の文献を参照： Erica-Marie Benabou, *La Prostitution et la police des mœurs au XVIIIe siècle*, Paris, Perrin, 1987, cf. pp. 276-319.
 - 16 *Monsieur Nicolas*, *op. cit.*, t. I, p. 912.

- 17 *Ibid.*, t. II, p. 321.
- 18 *Ibid.*, t. II, p. 759.
- 19 レチフの売春観については、David. A. Coward の次の二つの論文を参照：« Restif de La Bretonne and the reform of prostitution », *Studies on Voltaire*, 176, 1979, pp. 349-383 ; « Eighteenth-century attitudes to prostitution », *Studies on Voltaire*, 189, 1980, pp. 363-399.
- 20 Louis Sébastien Mercier, *Tableau de Paris*, Paris, Mercure de France, 1994, t. I, chap. CCXXXVIII « Filles publiques », p. 597.
- 21 Benabou, *op. cit.*, pp. 326-327. ブナブーは慎重にその数を一万から一万五千と推計している (*ibid.*, p. 328)。
- 22 クロード・ケテル『梅毒の歴史』寺田光徳訳、藤原書店、1996年、p. 9。
- 23 ブナブーは、「証拠となるいかなるデータも提出することはできないが、大革命に先立つ年度において、パリにおける性病患者の数は年々確実に増加していた」と推定している (*op. cit.*, p. 416)。
- 24 アンシャン・レジーム期における売春に関する法制度については：Benabou, *op. cit.*, pp. 19-30 ; Magdy Gabriel Badir, « Législation et définition de la prostitution au dix-huitième siècle », *Studies on Voltaire*, 249, 1987, pp. 447-466.
- 25 *Monsieur Nicolas*, *op. cit.*, t. II, p. 902.
- 26 *Ibid.*
- 27 *Tableau de Paris*, *op. cit.*, t. II, chap. DXLII « Matrones », p. 21.
- 28 *Monsieur Nicolas*, *op. cit.*, t. II, p. 200.
- 29 Diderot, *Œuvres complètes*, éd. de R. Lewinter, Le Club Français du Livre, 1971, t. VIII, p. 279.
- 30 *Mémoires secrets pour servir à l'histoire de la république des lettres en France...*, Londres, John Adamson, t. IV, 1784, p. 274 (19 juillet 1769).
- 31 Cf. Benabou, *op. cit.*, pp. 96-186. サルチース自身が回想録のなかで、売春婦をもちいた諜報活動に言及している (*La Police de Paris en 1770. Mémoire inédit composé par ordre de G. de Sartine sur la demande de Marie-Thérèse*, Paris, 1879, cf. pp. 92-93)。
- 32 Cf. Arlette Farge et Michel Foucault, *Le Désordre des familles*, Paris, Gallimard-Julliard, 1982.
- 33 この時期の売春を論じた著作については：Benabou, *op. cit.*, pp. 490-505.
- 34 Henri de Goyon de La Plombanie, *L'Homme en société, ou nouvelles vues politiques et économiques pour porter la population au plus haut degré en*

- France, Amsterdam, Marc Michel Rey, 1763, t. II, p. 218.
- 35 *Ibid.*, t. II, p. 222.
- 36 Denis-Laurian Turmeau de La Morandière, *Police sur les mendiants, les vagabonds, les joueurs de profession, les intrigans, les filles prostituées, les domestiques hors de maison depuis long-tems, & les gens sans aveu*, Paris, Dessain junior, 1764, p. 297.
- 37 *Ibid.*, p. 300.
- 38 *Code ou nouveau règlement sur les lieux de prostitutions (sic) dans la ville de Paris*, Londres, 1775. 街中で娼婦は「右肩にリボン」を付けることになっている (p. 139)。
- 39 *Ibid.*, pp. 178-179.
- 40 Cf. Benabou, *op. cit.*, pp. 362-369.
- 41 Claude-Nicolas Ledoux, *L'Architecture considérée sous le rapport de l'art, des mœurs et de la législation*, Paris, chez l'auteur, 1804, p. 200.